

第1章 東京都食品安全推進計画改定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

都は、平成17年3月、5か年の計画として「東京都食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至る各段階で、各局連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきました。

この計画に基づき、都は食品安全に関する施策に総合的に取り組むとともに、優先的・重点的に取り組むべき施策について、その進捗状況を食品安全審議会¹に報告するとともに、広く都民に公表し、着実に実施してきました。

しかし、その間も、事業者による偽装表示や賞味期限の改ざんなどが明らかになり、さらには、輸入冷凍餃子による健康被害の発生など、食品をめぐる様々な事件が相次いで発生し、都民の食に対する不安や不信が高まっています。

計画を改定するに当たり、食品安全条例²の基本理念のもと、前計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成17年度以降に生じた食をめぐる問題と課題を整理し、都民の食に対する信頼の確保に向けた施策を新たに盛り込むこととしました。

2 計画の基本的事項

(1) 食品安全条例と食品安全推進計画との関係

本計画は、食品安全条例第7条に基づき策定します。

(2) 計画期間

本計画の期間は平成22年度から26年度までの5年間とします。

(3) 計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げています。

本計画では、これら条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていきます。

¹ 食品安全審議会：56ページ参照

² 食品安全条例：56ページ参照

「食品安全条例の目的と三つの基本理念」

条例制定の目的

「東京都食品安全条例」では、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的としています。

また、東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完する仕組みを定めています。

条例では、三つの基本理念を掲げ、これにのっとり、都や事業者の責務のほか、都民の役割についても明記しています。

基本理念と関係者の責務・役割

三つの基本理念



関係者の責務・役割

事業者の責務

- 自主的衛生管理の推進
- 危害の発生又は拡大防止への的確かつ迅速な対応
- 食品の安全確保に関する情報の積極的な公開・説明及び記録・保管
- 適切かつ分かりやすい表示の実施
- 食品の安全確保に関する都の施策への協力 など



都民の役割

- 食品の安全確保に関する積極的な意見の表明
- 食品の安全に関する知識の習得及び合理的な行動の選択
- 食品の安全確保に関する都の施策への協力

都の責務

- 食品の安全確保に関する施策の総合的・計画的推進

3 前計画策定後に生じた食をめぐる問題と課題

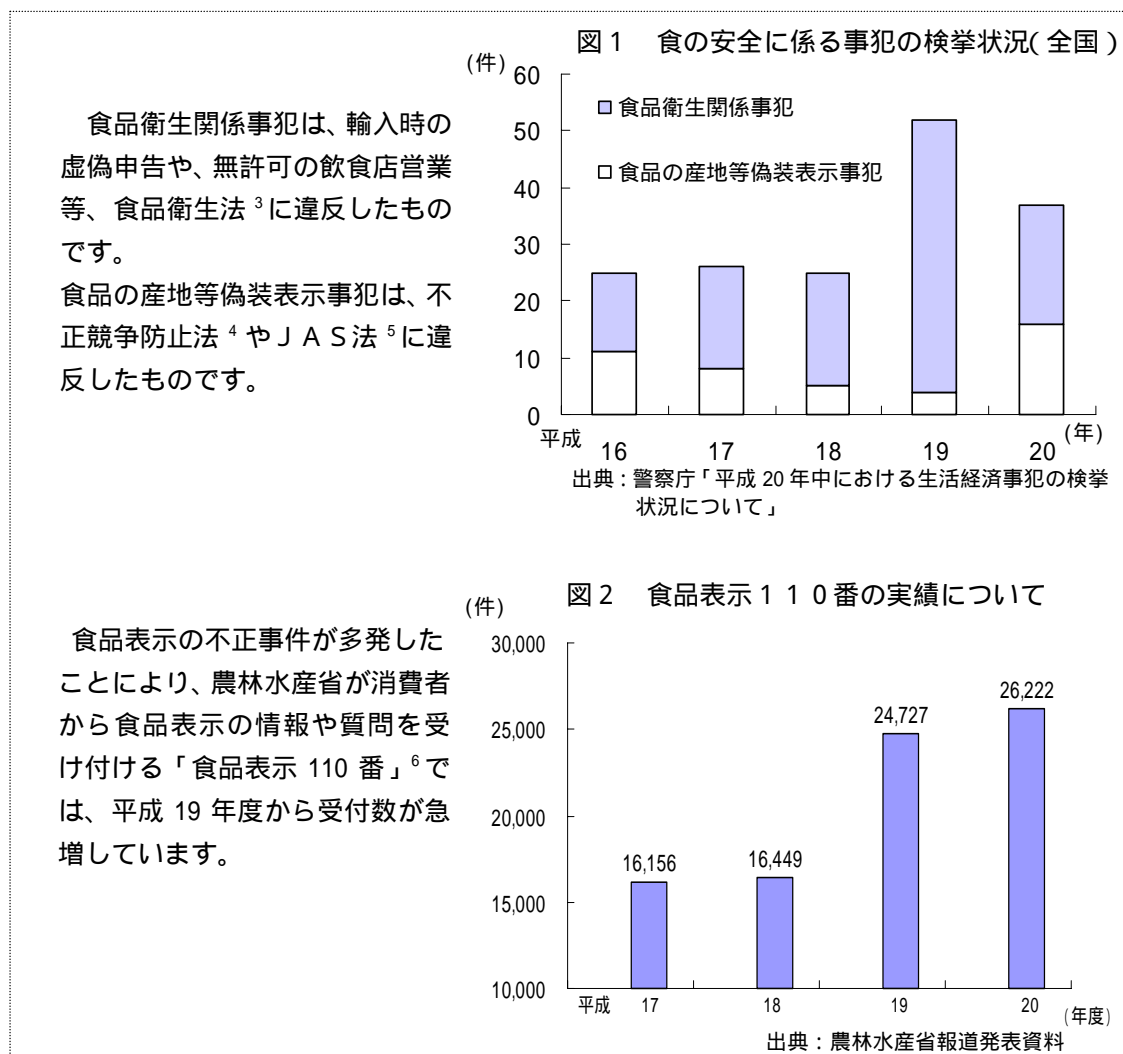
平成 17 年度以降に新たに生じた問題と課題を整理し、解決すべき七つの課題を明らかにしました。

(1) 事業者のコンプライアンス意識の向上

前計画策定以降、産地や期限表示の偽装、事故米穀の不正流通など、事業者の故意による法違反事例が相次いで発覚しました。

食品に対する不安・不信の高まりの背景には、こうした事件発覚に伴って、食品に関わる事業者に対する不信感が増大した側面も大きいと思われます。都民の食品に対する信頼確保に向けての基本的な事項として、事業者のコンプライアンス意識の向上が必要です。

なお、本計画では、都民の食への信頼を回復するという観点から、コンプライアンスを「事業者の法令順守」のみでなく、「事業者が法令や社会規範・事業者倫理を守ること」と広くとらえています。



³ 食品衛生法：59 ページ参照

⁴ 不正競争防止法：65 ページ参照

⁵ JAS法：54 ページ参照

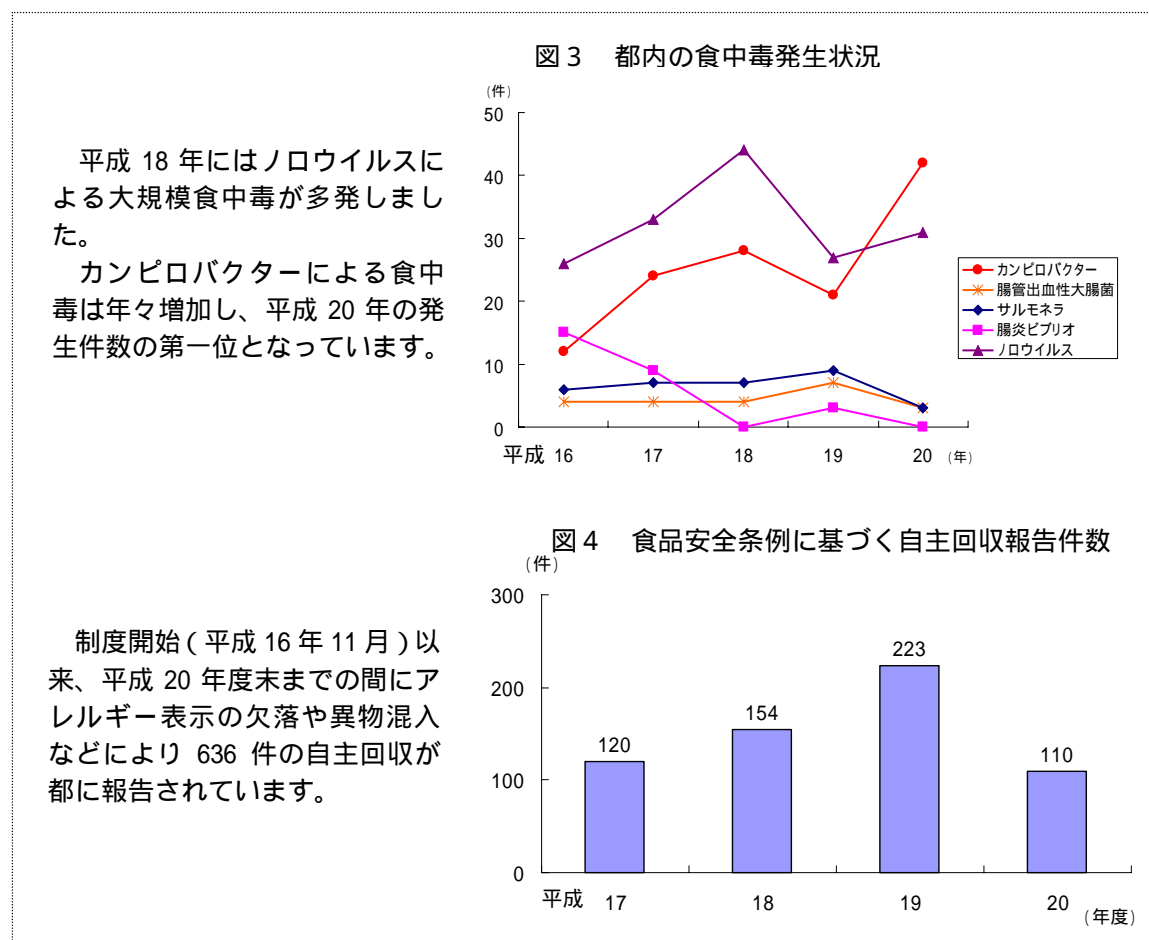
⁶ 食品表示 110 番：59 ページ参照

(2) 事業者における自主的衛生管理の一層の推進

近年の食中毒発生状況を見ると、ノロウイルス⁷やカンピロバクター⁸による食中毒が半数以上を占めます。また、腸管出血性大腸菌⁹による食中毒も毎年発生しています。いずれも少ない菌量で発症することが特徴で、これらによる食中毒を防ぐためには、事業者のこれまで以上の衛生意識の向上と衛生管理の徹底が重要です。

また、規格基準¹⁰違反や表示違反など、都が対応する食品等の違反事例は年間約 450 件あり、さらに、異物混入や不適正表示等による自主回収については、平成 16 年度の食品安全条例に基づく自主回収報告制度¹¹開始以降、毎年 100 件以上の自主回収が報告されています。

食品の安全を確保するためには、食品の生産から販売に至るまでの各段階において、原材料や施設、工程などを適切に管理する必要があります。食品の特性を最もよく理解しているのはその食品を取り扱う事業者であり、事業者における自主的衛生管理の一層の推進が重要です。



⁷ ノロウイルス：64 ページ参照

⁸ カンピロバクター：50 ページ参照

⁹ 腸管出血性大腸菌：61 ページ参照

¹⁰ 規格基準：51 ページ参照

¹¹ 自主回収報告制度：54 ページ参照

(3) 健康危機発生時の迅速な対応

平成 20 年 1 月に発生した輸入冷凍餃子への高濃度の殺虫剤混入事例では、健康被害が重篤であったことや、関連製品が全国的に流通していたことから、食品の安全に対する不安が高まりました。また、事故米穀の不正流通問題では、事業者倫理だけでなく、行政対応のあり方が問われることとなりました。

食品の安全を確保し都民の健康を守るため、都は効果的に施策を推進し責務を果たしていかなければなりません。

特に、重大な健康被害発生時には、行政の役割として、広く注意喚起を行うとともに、関係部署との情報共有や連携した調査など、一刻も早く被害の拡大防止策を講じることが重要です。こうした健康危機発生時の対応について、より一層の危機管理体制を充実する必要があります。

(4) 海外情報・学術情報の幅広い収集

輸入冷凍餃子の事例では、海外で製造されたものであったことも不安が高まる一因となりました。多くの輸入食品が流通している現在、食品の安全確保のためには、海外の情報にも広く目を向ける必要があります。

また、平成 20 年に発生した工業原料であるメラミンが粉乳に意図的に添加された事件のように、海外における想定し得ない事例に迅速に対応するために、これまで以上に幅広い分野の情報を収集することが求められます。そのため、体系的に広く海外情報・学術情報を収集する体制づくりが必要です。

(5) 関係機関の一層の連携強化

食品の流通は広域化しており、都に流通する食品のほとんどは、生産から消費に至るいずれかの段階で都外の地域を経由しています。また、食品に係る法令は、食品表示を例にとってみても、食品衛生法、JAS 法、健康増進法¹²など多岐にわたっています。

食品の安全を確保するためには、庁内各局、他自治体、消費者庁を含めた国の行政機関や警察等の関係機関との連携を一層強化する必要があります。

¹² 健康増進法：53 ページ参照

(6) 食物アレルギー対策の推進

食物アレルギー¹³は、食物アレルギーを持つ方にとって、生命に危険のあるアナフィラキシーショックの症状を起こすこともあり、健康へのリスクが高いといえます。しかし、そのリスクについて、都民や事業者の認識は未だ十分とはいえません。

都が実施した3歳児全都調査では、食物アレルギーの有症率が増加している傾向にあり、食物アレルギー対策の一層の推進が重要です。

食物アレルギーを持つ子供が増加

・ 3歳児調査での有症率 9.4% (平成11年) 15.6% (平成16年)

出典：「アレルギー性疾患に関する3歳児全都調査」

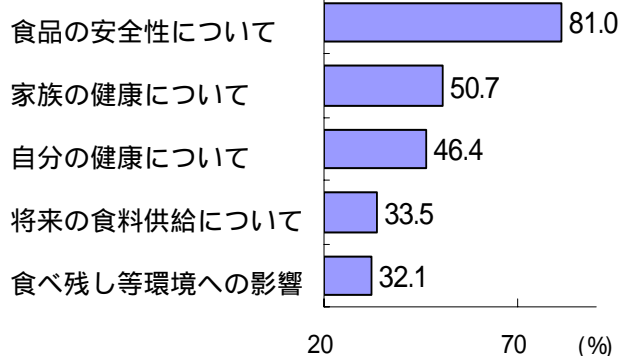
(7) 食品の安全性に関する正しい情報提供の充実

都民の食に対する信頼を確保するためには、事業者の自主的な取組や行政の監視指導による食品の安全確保だけでなく、都民自らが判断して、食品を選択できる環境づくりが重要です。

都が発信する食品の安全性に関する情報の更なる充実に努めるとともに、都民の視点に立った情報提供を実現するため、より多くの都民の意見をとらえる仕組みづくりや、都、都民、事業者が一堂に会して行う意見交換などをさらに充実する必要があります。

図5 食生活での不安の内容（複数回答）

内閣府が平成20年2月に実施した「食育に関する意識調査」における「食生活での不安の内容」の設問に対し、約8割の人が、「食品の安全性について」を挙げています。



¹³ 食物アレルギー：59ページ参照

本計画における食品の「安全」と「安心」の考え方について

食品の安全性についての評価は、科学的な根拠に基づくものであっても、都民に必ずしも受け入れられるとは限りません。特に、食品に対する安心感は個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などによっても影響を受けることがあります。

本計画では、食品にはリスクが潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準までに抑えられている状態を「安全」という概念として整理します。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準に抑えられていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理します。